

児童虐待とヤングケアラーの相談



近年、児童に対する虐待は、死亡や傷害にいたる事件が全国で相次いでおり、より深刻さを増しています。
また、ヤングケアラーについても、児童虐待と伴に子どもたちの基本的人権を侵害する深刻な社会問題となっています。
児童に対する虐待は、心とからだの成長に重大な影響を与え、癒しがたい深い心の傷を残す許されない行為です。

児童虐待とは…

身体的虐待

殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、
やけどを負わせる、溺れさせる、首を絞める、
縄などにより一室に拘束する など

性的虐待

子どもへの性的行為、性的行為を見せる、
性器を触る又は触らせる、
ポルノグラフィの被写体にする など

放置や養育の拒否(ネグレクト)

家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、
自動車の中に放置する、
重い病気になっても病院に連れて行かない など

心理的虐待

言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、
子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう
(ドメスティック・バイオレンス:DV) など

ヤングケアラーとは…

ヤングケアラーは、大人が担うべき家族の世話や家事などの役割とその責任を、日常的に担うことで、学業や友人関係などに影響が出てしまうような子どものことを指しています。

当事者である子どもたちの中には、ヤングケアラーとしての自覚がなかったり、家族の問題としてだれにも相談できなかったりする子どもも少なくありません。

こんなときにはすぐお電話ください。



あの子、もしかしたら虐待を受けているのかしら…



子育てが辛くてつい子どもにあたってしまおう…



あの子、もしかしたらヤングケアラーかもしれない…

・お近くの
児童相談所



☎児童相談所 全国共通ダイヤル

いち

1

はや

8

く

9

※一部のIP電話からはつながりません。

・筑紫野市こども家庭センター
092-921-1308

専門家が
対応
いたします。



出産や子育てに関する悩みや疑問がある方は、児童相談所・市町村へお気軽にご相談ください。
連絡は匿名で行うことも可能です。連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。